

特定器材コードの改定について

令和 2 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 304 号に基づき、新設した特定器材コードのうち、コードの引継ぎにより新規特定器材コードの設定が不要なコードについて、「令和 2 年 10 月 31 日」に廃止する予定としております。

つきましては、下記のとおり経過措置年月日を設定した特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、廃止に係る公表については、10 月下旬を予定しておりますので併せてお知らせします。

記

- 1 経過措置年月日「令和 2 年 10 月 31 日」の設定  
(変更区分「5」: 2 コード)  
「710011093: 人工膝関節用材 (脛骨側材・片側置換用 (間)・標準型)」  
「710011095: 頸動脈用ステントセット (標準型)」  
※ 令和 2 年 11 月診療分以降、当該コードは使用できなくなりますので  
ご留意願います。
- 2 前 1 に伴い、電子レセプトに使用する特定器材コード  
「738530000: 人工膝関節用材 (脛骨側材・片側置換用 (間)・標準型)」  
「710010086: 頸動脈用ステントセット (標準型)」